

電気通信大学安全・衛生委員会専門部門細則

平成16年 4月 1日

改正

平成17年 4月 1日

平成18年 4月19日

平成19年 4月 1日

平成22年 7月21日

平成27年 3月26日

平成30年 3月30日

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、電気通信大学安全・衛生委員会規程第8条に基づく専門部門に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 電気通信大学安全・衛生委員会（以下「委員会」という。）に、労働安全衛生法に基づく免許・資格等が必要な技術的事項を管理するために次の各号に掲げる専門部門を置く。

- (1) 衛生管理部門
- (2) 作業環境管理部門
- (3) 放射線・X線管理部門

第2章 専門部門

第1節 衛生管理部門

(任務)

第3条 衛生管理部門は、健康診断、労働環境改善測定等労働環境衛生について管理する。

(委員)

第4条 衛生管理部門は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産業医
- (2) 実験動物・生体物質及び化学物質を取り扱う教育研究職員から部門長が指名する者
- (3) 教育研究においてVDT (visual display terminal)作業に常時従事する教育研究職員から部門長が指名する者
- (4) 衛生管理者のうちから部門長が指名する者
- (5) 安全・環境保全室から部門長が指名する者
- (6) その他部門長が臨時に必要と認めた者

(任期)

第5条 前条第2号から第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間と

する。

(部門長)

第6条 衛生管理部門に部門長を置き、委員長が指名する産業医をもって充てる。

2 部門長に事故あるときは、部門長が指名した委員が、その職務を代行する。

第2節 作業環境管理部門

(任務)

第7条 作業環境管理部門は、ものづくりセンター及びクレーン、工作機械等を使用する作業所の作業安全管理を行う。

(委員)

第8条 作業環境管理部門は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) ものづくりセンターの部門長

(2) クレーン、工作機械等を使用する教育研究職員から部門長が指名する者

(3) ガス溶接作業主任者、クレーン運転士等の免許・資格を有する者から部門長が指名する者

(4) 衛生管理者のうちから部門長が指名する者

(5) 安全・環境保全室から部門長が指名する者

(6) その他部門長が臨時に必要と認めた者

(任期)

第9条 前条第2号から第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第10条 作業環境管理部門に部門長を置き、委員長が指名するものづくりセンターの部門長をもって充てる。

2 部門長に事故あるときは、部門長が指名した委員が、その職務を代行する。

第3節 放射線・X線管理部門

(任務)

第11条 放射線・X線管理部門は、X線を発生する装置及び施設を管理する。

(委員)

第12条 放射線・X線管理部門は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 放射線取扱主任者

(2) X線作業主任者のうちから部門長が指名する者

(3) 産業医のうちから部門長が指名する者

(4) 衛生管理者のうちから部門長が指名する者

(5) 安全・環境保全室から部門長が指名する者

(6) その他部門長が臨時に必要と認めた者

(任期)

第13条 前条第2号、第4及び第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間と

する。

(部門長)

第14条 放射線・X線管理部門に部門長を置き、放射線取扱主任者をもって充てる。

2 部門長に事故あるときは、部門長が指名した委員が、その職務を代行する。

第3章 補則

(会議の開催)

第15条 各専門部門は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(部門代表者及び総括部門員)

第16条 各専門部門において必要と認めるときは、部門代表者及び総括部門員を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第17条 各専門部門において必要と認めるときは、委員以外の者を専門部門に出席させることができる。

(専門部門の事務)

第18条 各専門部門の事務は、総務部人事労務課において総括し、部門の任務に応じて関係部局がこれにあたる。

(代表者会)

第19条 委員長は、各専門部門長、部門代表者及び総括部門員で構成する代表者会を開催する。

2 代表者会に関し必要な事項は委員会が別に定める。

(雑則)

第20条 この細則に定めるもののほか、各専門部門の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。